

○阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月25日

阿南市条例第22号

改正 平成29年6月27日条例第19号

平成30年12月25日条例第25号

令和2年1月17日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 阿南市（以下「市」という。）は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項本文の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の規定により当該執行機関に対して当該特定

個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられている申請その他これに準ずる行為がなされたときは、当該書面の提出があったものとみなす。同項ただし書の規定により特定個人情報の提供を受けることができる場合においても、同様とする。

(特定個人情報の提供ができる場合)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、その求めに応じて同表の第3欄に掲げる情報提供機関がその保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報を当該情報照会機関に提供する場合に限るものとする。

2 前項の規定により特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により当該情報照会機関に対して当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられている申請その他これに準ずる行為がなされたときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第4条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項後段の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(阿南市個人情報保護条例の一部改正)

2 阿南市個人情報保護条例（平成27年阿南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則（平成30年12月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年1月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保健事業に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査又は特定保健指導に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

	の
4 市長	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	阿南市こどもの医療費の助成に関する条例（昭和48年阿南市条例第2号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和48年阿南市条例第11号）による重度心身障がい者及びひとり親家庭の父母等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年阿南市条例第32号）による災害弔慰金の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	重度身体障害者住宅改造費助成金又は重度身体障害者用自動車改造費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
12 削除	
13 市長	病児・病後児保育の実施に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	行政措置としての予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	臨時福祉給付金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	後見開始等の審判申立て及び費用等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
18 市長	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産施設における助産の実施、母子生活支援施設における保護の実施、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害があると判定された者等に対し交付する手帳に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		<p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	児童福祉法による里親認定又は養育里親の登録に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

5 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障がい者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
6 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収又は退院等の請求に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 障がい者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 国民健康保険法による資格に関

		<p>する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 障がい者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 障害者控除対象者認定に関する情報であって規則で定めるもの</p>
9 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
10 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 阿南市こどもの医療費の助成に</p>

		<p>関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
1 1 市長	<p>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 障がい者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
1 2 市長	<p>住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理又は家賃若しくは敷金の決定若しくは変更に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
1 3 市長	<p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
1 4 市長	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの若しくは寡婦についての便宜の供与又は給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
1 5 市長	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
1 6 市長	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による健康診査又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

	用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
17 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査、特定保健指導又は後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 国民健康保険法による資格に関する情報であって規則で定めるもの (5) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの (6) 障がい者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
20 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 障がい者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの



2 1	市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査又は特定保健指導に関する情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
2 2	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等に係る利用者負担の上限額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 3	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>(6) 国民健康保険法による資格に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律による高齢者医療の被保険者の資格に関する情報で規則で定めるもの</li> </ul>
2 4	市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 地方税関係情報であって規則で</li> </ul>

	めるもの	定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
25	市長 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
26	市長 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの (6) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (8) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (9) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (10) 障がい者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
27	市長 阿南市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

		て規則で定めるもの
28	市長 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者及びひとり親家庭の父母等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付に関する情報であって規則で定めるもの (8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
29	市長 阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
30	市長 重度身体障害者住宅改造費助成金又は重度身体障害者用自動車改造費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
31	市長 病児・病後児保育の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
32	市長 行政措置としての予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
33	市長 臨時福祉給付金支給事業の実施に関	地方税関係情報であって規則で定める

	する事務であって規則で定めるもの	もの
34 市長	軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
35 市長	後見開始等の審判申立て及び費用等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
36 市長	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

			(5) 特別児童扶養手当関係 情報であって規則で定める もの
5 教育委員 会	特別支援教育就学奨励費の支 給に関する事務であって規則 で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であ って規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であっ て規則で定めるもの
6 教育委員 会	就学援助費の支給に関する事 務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であ って規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であっ て規則で定めるもの